

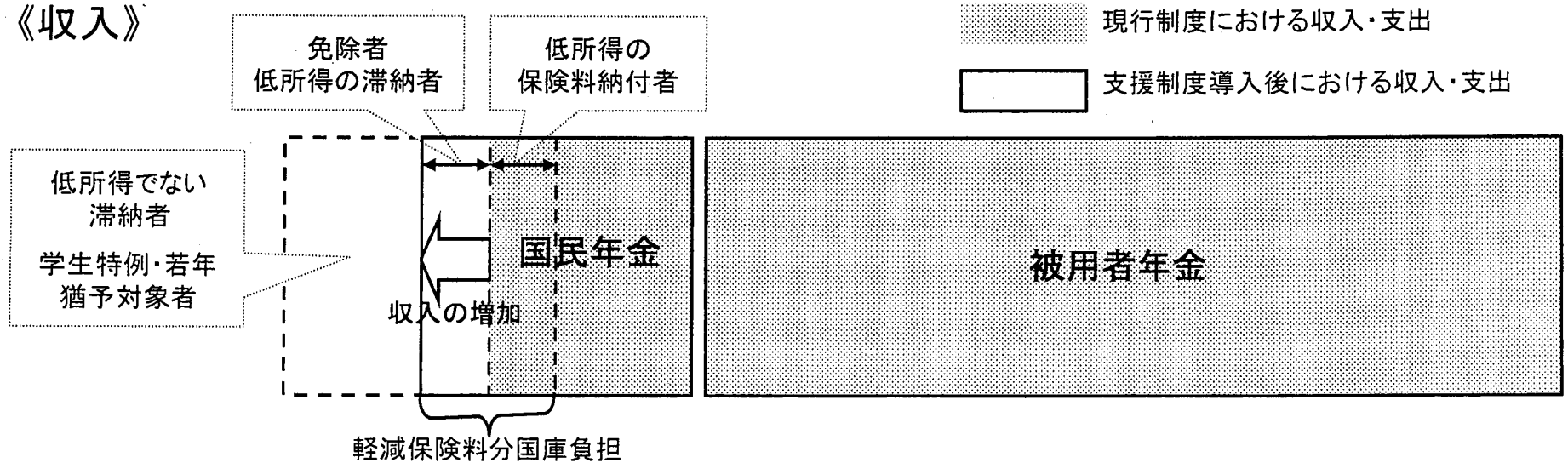
保険料軽減支援制度が各制度の収支に与える影響(イメージ図)

○ 保険料軽減支援制度を導入することには、年金財政にとっては、国民年金の納付率が上昇するのとほぼ同様の効果を及ぼす。

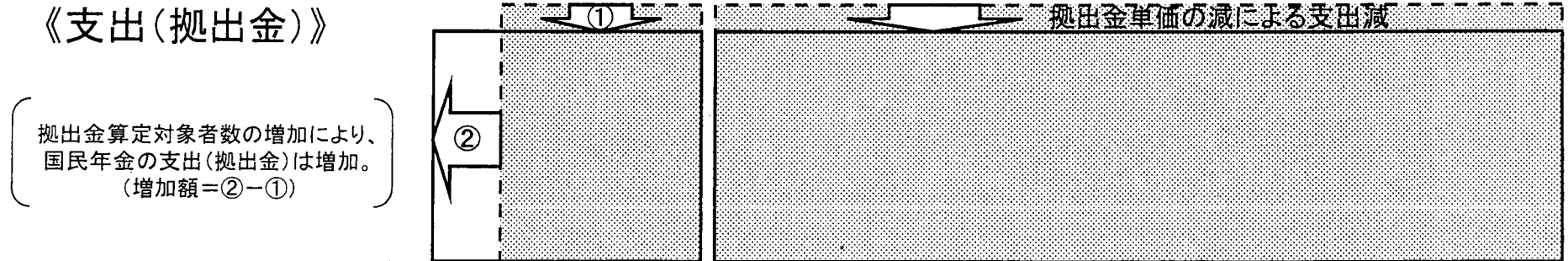
短期的な影響 : 国民年金の収入の増加、国民年金の拠出金の増加(収入の増加分が大きいため、積立金は増大)、被用者年金の拠出金の減少(それにより積立金は増大)

長期的な影響 : 長期的な財政には大きな影響はないが、若干のプラス影響。

《収入》



《支出(拠出金)》



国民年金: 積立金増加(収入の増 > 支出の増)

被用者年金: 積立金増加

国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率(社会保障国民会議「公的年金制度に関する定量的なシミュレーション結果」(平成20年5月))

- 国民年金保険料の納付率の前提が80%の場合の他に、65%とした場合及び90%とした場合について計算を行った。
- 納付率の前提を高く(低く)設定すれば、基礎年金給付費は若干大きく(小さく)なるが、その変化はそれほど大きくない。
- ※ 基礎年金全体の加入者数は7,000万人。このうち、国民年金の第1号被保険者は2,100万人であるが、国民年金保険料の納付率は、この2,100万人の中の免除者等を除いた1,600万人に関する納付率であるため、納付率の前提が基礎年金給付費全体に与える影響は小さい

- 現行制度で国民年金の納付率の前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

(兆円)

	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
納付率90%ケース	19	23	28	57	9	12	14	28
納付率80%ケース	19	23	28	56	9	12	14	28
納付率65%ケース	19	23	28	55	9	12	14	27

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 各試算の保険料水準は、いずれも、

厚生年金 18.3% (2017年度～)

国民年金 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

※ マクロ経済スライドにより調整された給付の所得代替率は、

納付率90%ケース 51.8%

納付率80%ケース 51.6%

納付率65%ケース 51.1%

※ 経済前提は、ケースII-Iを用いている。

稅方式關係

基礎年金、全額消費税で

本社研究会報告

日本経済新聞社は、年金制度改革に関する報告をまとめた。少子高齢化の加速や保険料未納問題の深刻化で制度維持が難しくなりつつある状態を直すために、基礎年金の財政運営を

未納問題や不公平解消

現行の公的年金は制度への国民各層の不信感の高まりに、社会保険庁による加入記録のずさんな管理が重なって保険料の未納問題が深刻化し、制度維持が危ぶまれている。福田康夫首相は年金改革を中心に社会保障制度を議論する国民会議を近く新設する。

持続性高め信頼回復

税率5%上げ、保険料廃止

日本経済新聞社は国民的な議論の参考になることを期し、論議委員会と東京本社編集局が主体となり、〇七年九月に一年金制度改革研究会」を発足させた。外部有識者の意見を聞きながら議論を

基礎年金を税方式にして低税率で給付する。現行の基礎年金制度は、二十歳以上六十歳未満の日本に住むすべての人に加入の義務がある。新制度は基礎年金(厚生

加入させるための原資に充てるようにする。保険料を原則二十五年払わなければ受給権が得られない最低加入要件は大幅に短縮する。米、英や税方式年金を採用している加齢などを参考として、

現在、基礎年金の支給開始年齢は原則として六十五歳。将来の消費税負担が過重になるのを防ぐために、六十七歳などにさらに上げることが課題になる。雇用期間の延長も必要だ。

研究会報告の骨子

税方式に全面移行

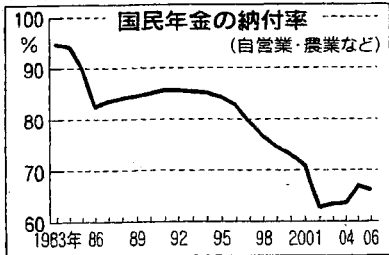
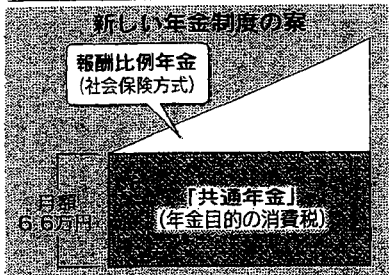
- 基礎年金(厚生、共済年金受給者の基礎年金部分を含む国民年金)の財源を保険料から全額消費税に置き換える
- 税率の上げ幅は5%前後
- 置き換えで全体の負担に増減は生じない

給付水準は現状維持

- 月額給付は満額で6万6000円
- 国内居住10年程度を支給要件に
- 移行期間は旧制度に基づく保険料負担を給付に反映
- 年金課税を強め高所得者への給付を抑制
- 支給開始年齢の引き上げを検討

制度安定へ成長促進

- 3.7兆円の企業負担軽減分は非正規労働者の厚生年金への加入拡大に
- 成長戦略や少子化対策を充実
- 与野党は党派を超えて成案を



第三に、所得の多寡にかかわらず定額を払う国民年金の保険料より、消費額の一定割合を払う消費税のほうで所得が低い人の負担の度合いが軽くなる傾向がある。第四に、

移行は二十、四十年の経過期間を設け負担の公平を円滑に解消する。移行前に保険料を払っていた人には支払期間に相当する受給権を旧制度に基づき確保。移行後は六

十歳までの居住期間に引いた額を旧制度分と合わせて支給する。未納期間があれば給付は少なくなるが、移行時に限り未納分の一括払いを認める。無年金や極端な低年金で生活に困るような高齢者への配慮も課題だ。生活必需品に軽減税率を導入しそれらの人々も困らないようにする。または新制度のなかで特別な救済策を工夫するなどだ。共通年金は所得による

成長戦略の充実不可欠

給付制限は設けないが、高所得の高齢者には所得税の公的年金等控除の縮小で年金課税を強め実質的に給付を抑える。それによる税収増分は再び年金の財源に繰り入れる。

部門が大幅に縮小され、年金に関する国の執行体制を効率化できる。これらの利点が相乗効果を生み、年金への信頼を取り戻せる。現役世代にとっては引退後の生活設計がしやすいなる。

10年間居住支給要件に

厚生年金は基礎年金の保険料半額を事業主が払っている。総額は年三兆七千億円。企業部門はこの分が負担減となり、家計部門の負担は増す。企業の負担軽減分はパートや契約社員など非正規労働者を厚生年金にもっと

解決できる。国民年金の未納率は三四%、免除や猶予を含めた実質未納率は五一%に達している。財源を年金目的の消費税に置き換えれば未納未加入者などを含めて、すべての人が消費に応じて必ず負担するため未納問題は解消し、無年金に陥る人をなくせる。

第二に、負担の不公平を是正できる。いまは保険料を払っていない会社

を解決できる。国民年金の未納率は三四%、免除や猶予を含めた実質未納率は五一%に達している。財源を年金目的の消費税に置き換えれば未納未加入者などを含めて、すべての人が消費に応じ

税方式 と 社会保険方式

		税方式	社会保険方式
基本的な仕組みと特徴		<p>○個人の保険料拠出を必要とせず、拠出にかかわらず国内在住年数等の要件で一律に給付。 *「公助」の考え方</p> <p>○恩恵的な性格が強い。</p> <p>○企業の役割が必ずしも明確ではない。</p>	<p>○一定期間にわたって保険料を拠出し、拠出した程度に応じた額の年金を給付。(自律自助)</p> <p>*「自助」を通じた「共助」の考え方</p> <p>○権利的な性格が強い。</p> <p>○企業の役割を明確に位置付け(事業主負担)</p>
負 担	拠出と給付の関係	○対応関係がないため、不明確。	○全体でも個人単位でも対応し、明確。
	負担する者	○現役世代だけでなく高齢者も一定程度負担する。	○現役世代のみが負担する。
	引上げの現実性	○理解を得にくい。	○税財源よりも理解を得やすい。
	引上げの実績	租税負担率(対NI) 18.9%(1970)→21.5%(2005)	社会保障負担率(対NI) 5.4%(1970)→14.4%(2005)
給 付	財政運営の安定性	○他政策との競合、景気変動に伴う税収変動等の影響を受けやすい。	○長期的収支計算に基づいて安定的に財政運営。 * 保険料も景気変動等の影響を受けるが長期的には給付も連動するので影響は小さい。
	給付水準	○社会保険方式と比較して低水準になりやすい。	○税方式と比較して満額給付を高水準にしやすい。ただし、保険料拠出が十分でない場合、低年金になる。(低所得者には保険料免除)
	所得制限	○所得水準等による給付制限を行われ易い	○基礎年金には所得制限は馴染まない。
	生活保護との関係	○生活保護との関係の調整が必要。 * 高齢者に対する生活保護を廃止する等。	○生活保護とは役割が異なるので調整は必要ない。(生活保護制度の中で給付額を調整)

(注) 現行の社会保険方式から税方式に移行する場合、

- ・現行の事業主負担がなくなる一方で巨額の税財源が必要になり、医療や介護の財源との関係も含めて整理が必要。
- ・満額の給付額を現行と変更しないのであれば、未納による無年金・低年金者を救済する性格の強い政策になる。逆に、既に保険料を納付したり、既に受給している人に別途給付を行えば、さらに巨額の財源が必要になる。

社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する 定量的なシミュレーション(抜粋・要約版)

1. シミュレーションの経緯等

- 社会保障のあるべき姿について国民に分かりやすく議論を行うことを目的として、本年1月、「社会保障国民会議」が設置され、その下に、年金・雇用を議論する「所得確保・保障分科会」など3つの分科会が設置された。
- 「所得確保・保障分科会」においては、公的年金制度のあり方の検討に当たり、「定性的な議論」だけでなく「定量的な議論」も行えるようシミュレーションを行うこととなり、客観的で中立的なシミュレーションとなるよう、分科会で作業の「前提」が整理された(4月30日第3回分科会)。

(作業前提のポイント)

- ・客観的・中立的なシミュレーションを行うため、試算の基礎データを開示し、第三者が再検証できるようにする
 - ・現在各方面から提案されている案を念頭に置き、①現行制度、②社会保険方式を前提にした修正案、③税方式化を前提とした提案、について複数のシミュレーションを行う
 - ・「マクロ試算」(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算)と「マイクロ試算」(個々の家計等に与える影響を示した試算)を行う
- 5月19日の第4回分科会において、シミュレーションの結果が報告された。なお、試算の詳細なデータは以下のURLで公開されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/>

2. シミュレーション結果

(1) マクロ試算(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算) [税方式化案のシミュレーション]

○ 国庫負担1/2を超えて「追加的に必要となる税財源」とその「消費税率換算」は、以下のとおり。

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
	金額	消費税率換算	金額	消費税率換算	金額	消費税率換算	金額	消費税率換算
2009年度 (移行当初)	14兆円	5%	9兆円	31/2%	24兆円	81/2%	33兆円	12%
	〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円〕		〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円〕		〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円〕		〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円〕	
2050年度	35兆円	7%	32兆円	6%	42兆円	8%	50兆円	91/2%

* 上記のほか、国庫負担割合を現行から1/2に引き上げるために、消費税率換算で約1%の税財源が必要

(注) 各ケースについては、過去の保険料納付実績の給付への反映について、以下のとおり想定。

ケースA : 過去の納付状況に関係なく一律給付

ケースB : 過去の保険料未納期間に応じて減額

ケースC : 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当)して給付

ケースC' : 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当)して給付

(2) ミクロ試算(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計に与える影響を示した試算)

* マクロ統計であるSNA(国民経済計算)における平成18年度国内家計最終消費支出は約283兆円。一方、今回の試算に用いた家計調査における1世帯当たり消費支出(年間310万円)に世帯数(5,000万)を乗じても約150兆円であり、マクロ統計との対比で明らかに過小。
⇒統計の制約上、家計調査を用いて試算せざるを得ないが、結果の解釈には十分な留意が必要。

《家計》

① 勤労者世帯モデル

すべての所得階層において、「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」

⇒負担増

② 自営業者等世帯モデル

概ね、「基礎年金分の保険料軽減額」 > 「消費税負担の増加額」

⇒負担減

ただし、かなりの高所得者層と、保険料免除の対象となるような低所得層においては、
「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」

⇒負担増

③ 年金受給者世帯モデル

消費税負担が増加 (ただし、上記の「ケースA」「ケースC」の場合は、年金給付も増加する場合あり)

⇒負担増

《企業》

基礎年金分の保険料のうち事業主負担分がなくなる

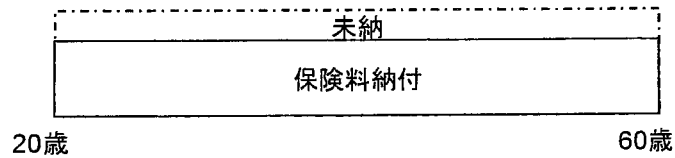
⇒負担減

＜ 移行パターンイメージ ＞

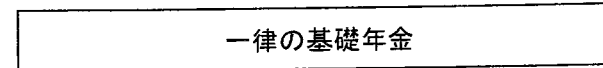
（現役時代の拠出の状況）

（税方式導入後、受給する給付額）

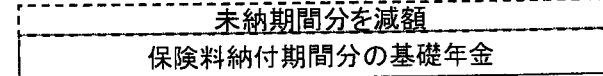
税方式導入時、すでに受給している者



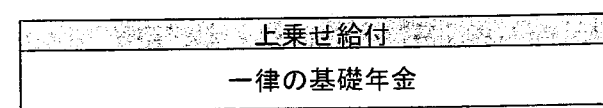
（ケースA）過去の納付状況に関係なく一律給付



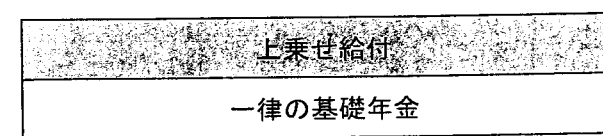
（ケースB）過去の保険料未納期間に応じて減額



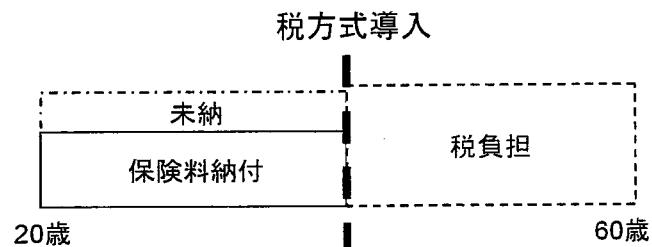
（ケースC）過去の保険料納付相当分を加算して給付



（ケースC'）過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付

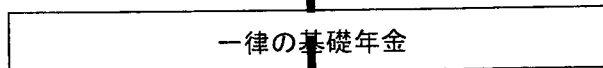


現役時代の途中で税方式導入となった者

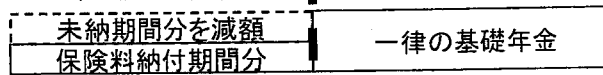


※税負担は、現役以外の者の負担もあり得る。

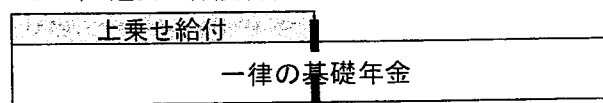
（ケースA）過去の納付状況に関係なく一律給付



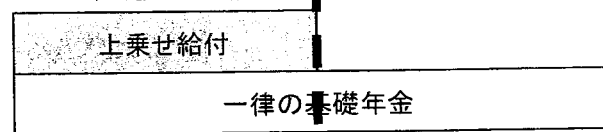
（ケースB）過去の保険料未納期間に応じて減額



（ケースC）過去の保険料納付相当分を加算して給付



（ケースC'）過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付



導入前期間に見合う給付 ← | → 導入後期間に見合う給付

○ マクロ試算のシミュレーション結果(マクロ試算3-1)

各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算(ごく粗い機械的試算)

〔経済前提 : ケースⅡ-1〕 (平成19年2月暫定試算の「基本ケース」)

- ・ 移行パターンA~Cのそれぞれについて、現行制度の基礎年金国庫負担(1/2分)を超えて追加的に必要になる財源を計算し、その消費税率換算率を算出した。

基礎年金を税方式にした場合の追加財源の規模と消費税率換算について

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
2009年度	14兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円〕	5 %	9兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円〕	3 1/2 %	24兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円〕	8 1/2 %	33兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円〕	12 %
2015年度	17兆円	5 1/2 %	12兆円	3 1/2 %	28兆円	8 1/2 %	39兆円	12 %
2025年度	20兆円	5 %	15兆円	3 1/2 %	31兆円	8 %	42兆円	10 1/2 %
2050年度	35兆円	7 %	32兆円	6 %	42兆円	8 %	50兆円	9 1/2 %

- ・ 平成20年度の予算における基礎年金国庫負担割合は37.3%(1/3 + 40/1000)であることから、上記の消費税率換算の他に、国庫負担割合1/2にまで引き上げるための財源として、約1%が追加的に必要になる。

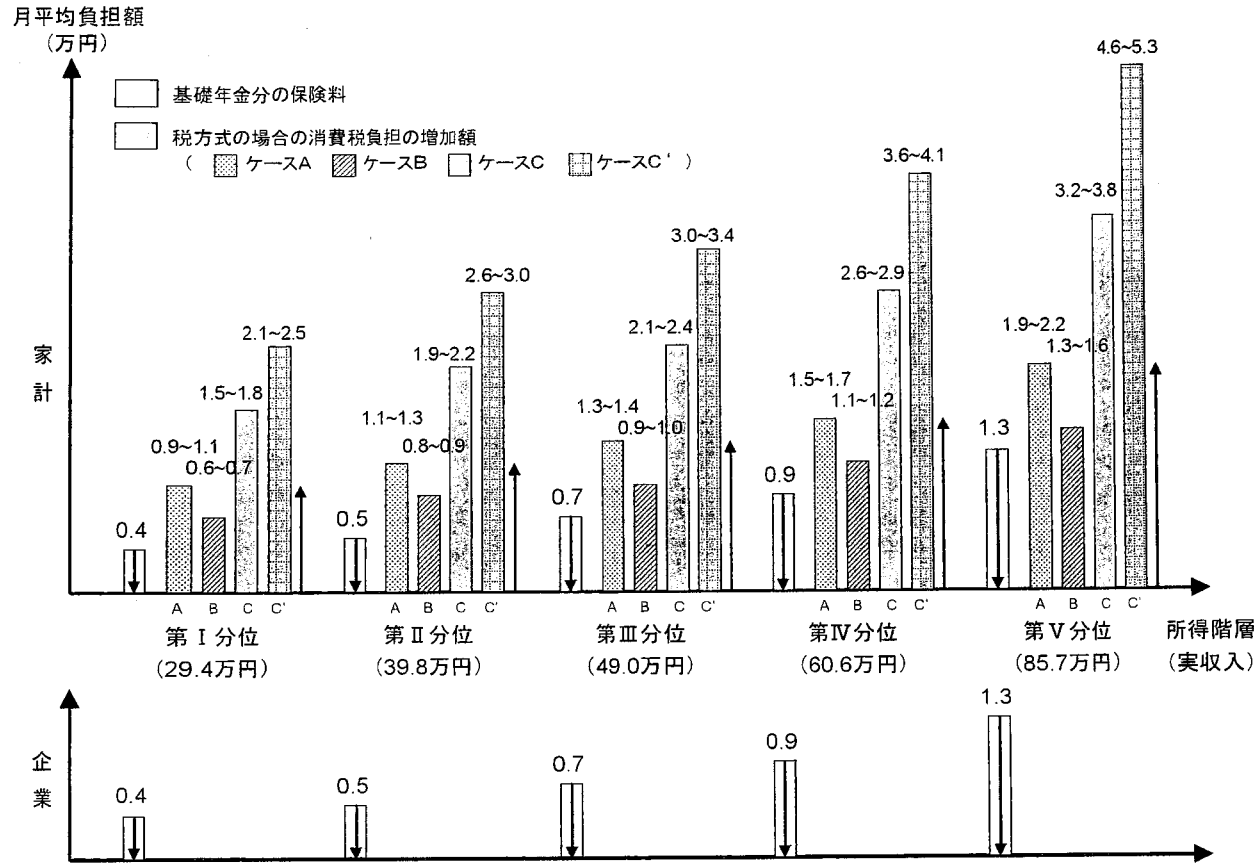
※ 経済前提: ケースⅡ-1の場合における移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果を示している。

なお、比較対象とする現行制度における国民年金保険料の納付率の前提は80%の場合としている。経済前提の違いによる影響についてはマクロ試算5-2を参照。

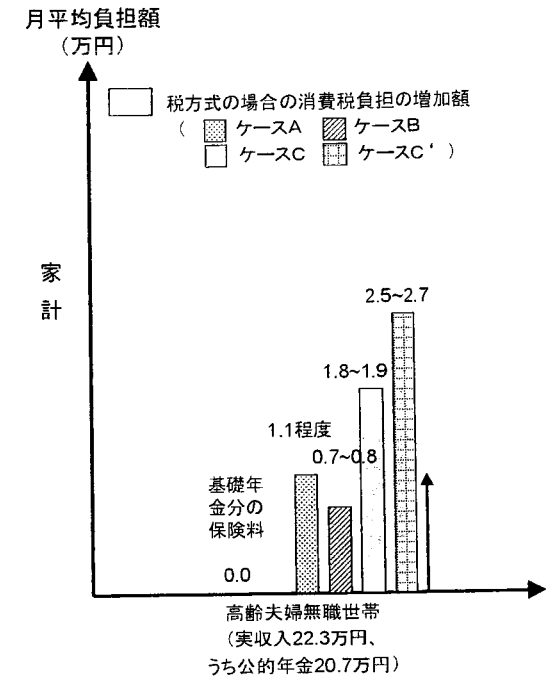
※ 消費税率換算に用いた消費税率は、将来、経済成長率と同程度に伸びるものとして計算している。

○ ミクロ試算のシミュレーション結果(ミクロ試算 1~4)

[勤労者世帯モデルのケース]



[年金受給世帯モデルのケース]



[ケースA]

低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。

[ケースB]

年金給付額に変化なし。

[ケースC]

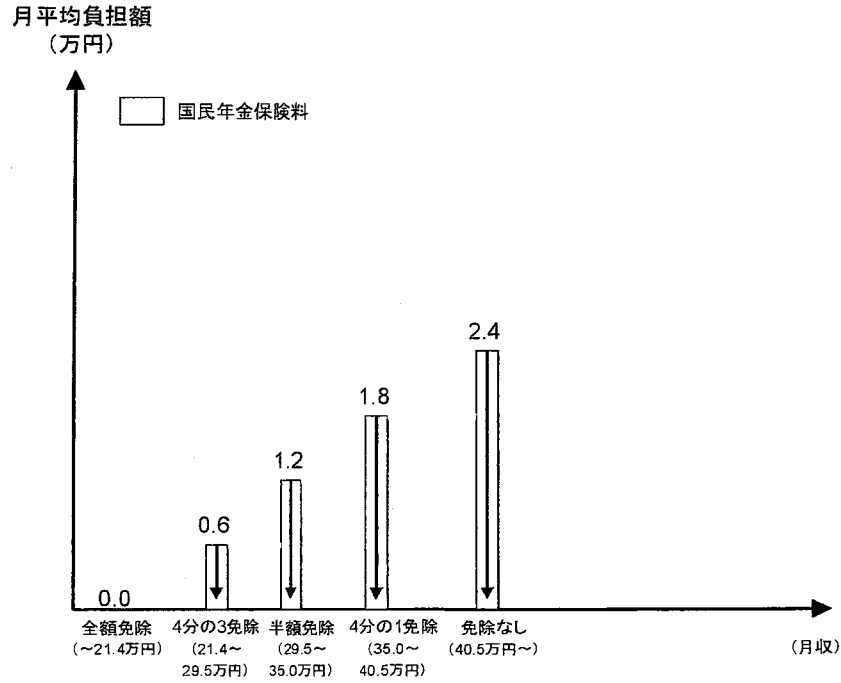
低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

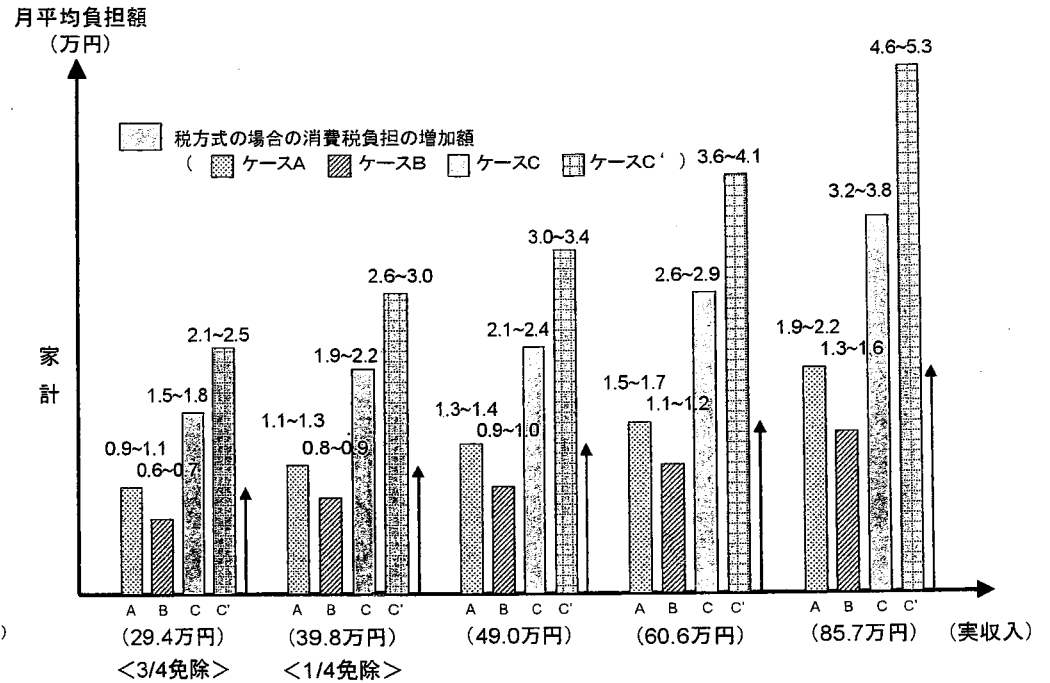
※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

〔自営業者等世帯モデルのケース〕

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。